

WCIT-12の結果について

平成25年1月

総務省情報通信国際戦略局

国際政策課

I 会議に至る経緯

- ITRとは(1988年に制定)
- 2006年全権委員会議
- 理事会WG
- APT準備会合
- 各国の考え方、我が国の考え方

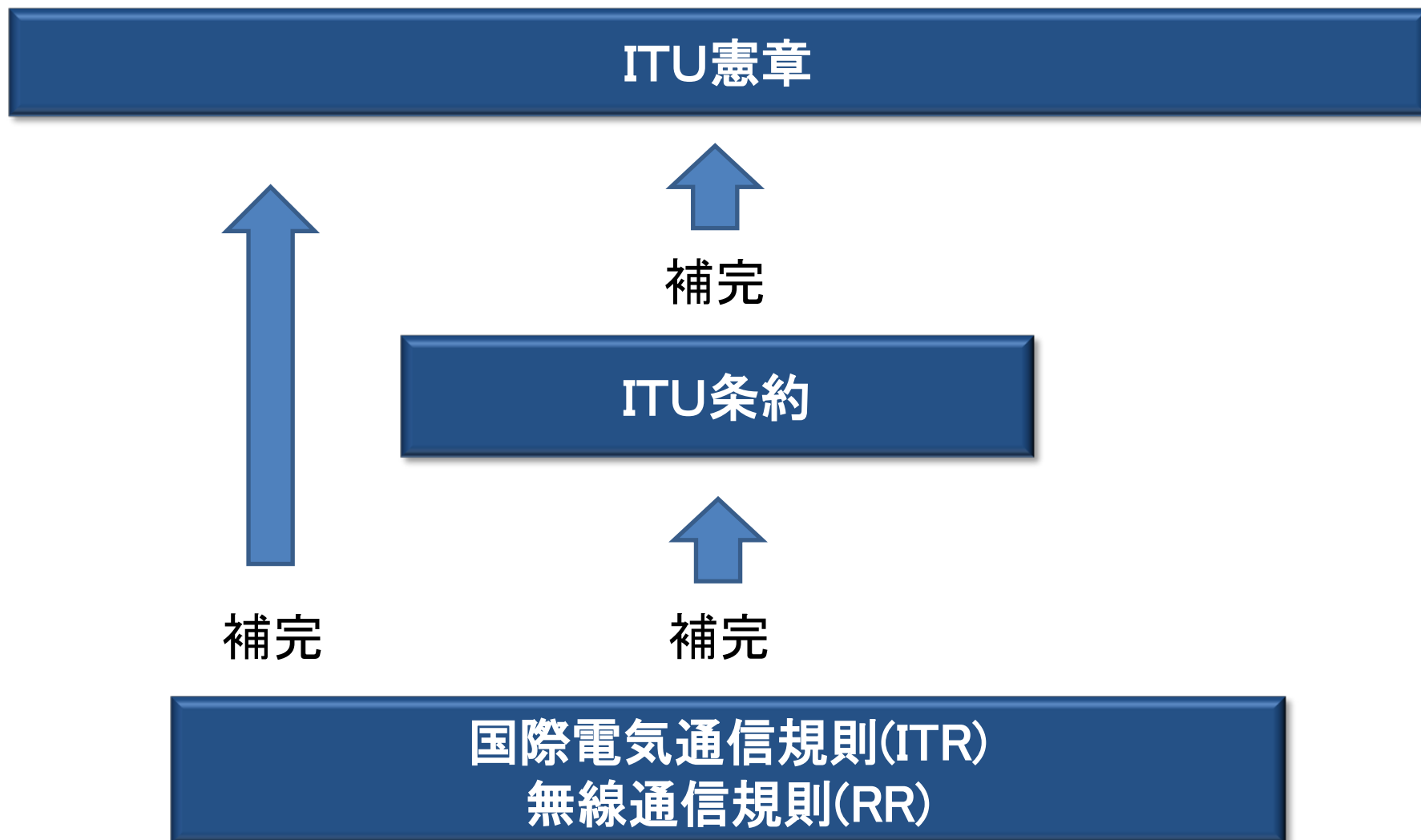
国際電気通信規則 (ITR: International Telecommunications Regulations) とは

- ◆ 国際電気通信連合 (ITU) が、国際電話業務に関する一般原則、接続料金の計算・精算方法等を定めた法的拘束力のある規則 (1990年7月発効)。
(当時、一般的だった国営・独占形態が前提。)

※ 国際電気通信連合 (ITU: International Telecommunication Union)

- ・電気通信に関する国連の専門機関。193カ国が加盟。
- ・役割: ①国際的な周波数の分配、②電気通信の標準化、③途上国に対する技術援助 等)
- ・本部: スイス・ジュネーブ

ITUの基本的な法体系



ITRの法的な位置付け

ITU憲章

第4条 連合の文書

3 この憲章及び条約は、電気通信の利用を規律し、及びすべての構成国を拘束する次に掲げる業務規則によって、更に補足される。

国際電気通信規則

無線通信規則

4 この憲章の規定と条約又は業務規則の規定との間に矛盾がある場合には、この憲章の規定が優先する。条約の規定と業務規則の規定との間に矛盾がある場合には、条約の規定が優先する。

第25条 世界国際電気通信会議

2 世界国際電気通信会議の決定は、いかなる場合にも、この憲章及び条約の規定に適合するものでなければならない。同会議は、決議及び決定を採択する場合には、予見可能な会計上の影響を考慮しなければならず、また、全権委員会会議の定めた会計上の限度額を超える支出をもたらすおそれのある決議及び決定の採択を避けるべきである。

第54条 業務規則

1 第四条に規定する業務規則は、拘束力を有する国際的な文書であり、また、この憲章及び条約の規定に適合するものでなければならない。

ITU条約

第36条 料金及び料金の免除

電気通信の料金に関する規定について及び料金の免除を行う諸種の場合については、業務規則で定める。

- ◆ ITR(1990年7月発効。法的拘束力あり)の主な規定内容
 - ✓ 国際電話事業の提供、運用、伝送手段に関する一般原則
 - ✓ 国際電話網の設置、運用、維持への協力、国際電話が公衆に対して利用可能となるよう努力
 - ✓ 避難通信などの人命の安全に関する通信の優先
 - ✓ 事業者間の接続料金の計算及び精算に関する一般ルール
- ※ 制定された1988年に一般的だった国営・独占の国際電話業務が前提。

- ◆ その後の民営化、競争導入等、電気通信を巡る環境の変化に伴い、2006年、ITUは、ITRを改正するための会議(WCIT: **W**orld **C**onference on **I**nternational **T**elecommunications)を2012年に開催することを決定。

開催日程: 2012年12月3日(月)~14日(金)

場 所: アラブ首長国連邦・ドバイ

改正ITRの全体像(審議直前)

◆ 前文

◆ 第1条 規則の目的及び範囲

ITRの目的及び範囲に「セキュリティ」を追加すべきか。
現行ITRの規律の対象である国際通信回線設備を設置する電気通信事業者に加え、インターネットサービス提供事業者にも、対象を広げるべきか。

◆ 第2条 定義

◆ 第3条 国際網

インターネットサービス提供事業者に流通させる情報量に応じた接続料金を、通信回線設備を設置する電気通信事業者に支払うこととすべきか。

◆ 第4条 国際電気通信業務

携帯電話の海外ローミング料金に関し、料金の通知(透明性)について、電気通信事業者に義務を負わせることとすべきか。

◆ 第5条 人命の安全及び電気通信の優先

◆ 新第5A条、第5B条 セキュリティ、スパム対策

国による情報規制を含むセキュリティの確保に関し、電気通信事業者に義務を負わせることとすべきか。
無差別かつ大量に一括送信されるスパム(迷惑メール)に関し、国や電気通信事業者にスパム拡散防止を義務付けることとすべきか。

◆ 第6条 課金及び計算

携帯電話の海外ローミング料金の低廉化について、国や電気通信事業者に義務を負わせることとすべきか。

◆ 第7条 業務の停止

◆ 第8条 情報の周知

◆ 新第8A条 エネルギー効率化

◆ 新第8B条 障害者アクセス対策

◆ 第9条 特別取極

◆ 第10条 最終規定

◆ 付録第1 計算に関する一般規定

◆ 付録第2 海上電気通信に関する追加規定

◆ 付録第3 業務用電気通信及び特権電気通信

理事会WG

- 2009年の理事会で設置
- 2010年1月から4月に3回
- 2011年4月、9月
- 2012年2月、4月、6月と8回開催
- 各国からの提案、各地域からの提案をとりまとめ
- Draft Future ITR 公表

WCITにおけるITR改正議論の全体像について

インターネット上の表現の自由、検閲について

- ◆ 政府によるインターネット上の表現(コンテンツ)に対する検閲、遮断等に関する規定を追加すべきか。

セキュリティの確保について

- ◆ ITRの目的規定の範囲にセキュリティを追加すべきか。
- ◆ 各国にセキュリティ確保のための措置を義務づける規定を追加すべきか。
- ◆ 無差別かつ大量に一括送信されるスパム(迷惑メール)に関し、国や電気通信事業者にスパム拡散防止を義務付けることとすべきか。

対象事業者の範囲について

- ◆ 現行のITRの規律の対象事業者である許可等を受けて事業を営む電気通信事業者(国際通信回線設備を設置する電気通信事業者)に加え、新たにインターネットサービス提供事業者にまで、ITRの対象を広げるべきか。

その他 (設備投資の強制、海外ローミング料金、国際電話業務規定の見直し)

- ◆ 国や電気通信事業者に対し、情報通信インフラ投資に関する義務を負わせることとすべきか。
- ◆ インターネットサービス提供事業者に情報通信インフラ投資の費用負担を求めるため、流通させる情報量に応じた接続料金を、通信回線設備を設置する電気通信事業者に支払うこととすべきか。
- ◆ 携帯電話の海外ローミング料金に関し、国や電気通信事業者に、料金の通知(透明性)や低廉化の義務を負わせる規定を追加すべきか。
- ◆ 現行の国際電話業務に関する接続料金の計算・精算規定を簡素化し、事業者の創意工夫に委ねる範囲を拡大すべきか。

主な議論① 表現の自由・セキュリティ

インターネット上の表現の自由、検閲について

- ◆ 政府によるインターネット上の表現(コンテンツ)に対する検閲、遮断等に関する規定を追加すべきか。

セキュリティの確保について

- ◆ ITRの目的規定の範囲にセキュリティを追加すべきか。
- ◆ 各国にセキュリティ確保のための措置を義務づける規定を追加すべきか。
- ◆ 無差別かつ大量に一括送信されるスパム(迷惑メール)に関し、国や電気通信事業者にスパム拡散防止を義務付けることとすべきか。

インターネット規制に関する議論の構図について

【アラブ、アフリカ、旧ソ連邦】

- ◆ 政府によるインターネット上の表現(コンテンツ)に対する検閲、遮断等に関する規定を追加すべき。
- ◆ 各国にセキュリティ確保のための措置を義務付ける規定を追加すべき(ITRの目的規定の範囲にもセキュリティを追加すべき。)

【イラン、中国】

- ◆ インターネット規制(特にコンテンツ規制)に関する規定の追加を強く主張。

(日本より、コンテンツに関わらない物理的なネットワークのセキュリティ確保措置を、義務付けではなく、事業者に奨励する旨の対案を提案。)

アジア・太平洋地域のネットワークセキュリティに関する共同提案(日本発案)

- 国は、自国の領域内の電気通信事業者に対し、ネットワークセキュリティの確保のために適切な措置を講じるよう奨励すべきである。

【米国】

- ◆ インターネット規制(特にコンテンツ規制)には、一切反対。
- ◆ 「セキュリティ」の語の追加にさえ反対。

【欧州、日本】

- ◆ 表現の検閲に該当するような規制は、採るべきではない。
- ◆ ただし、コンテンツに関わらない物理的なネットワークのセキュリティ対策については、国家の過度な介入を避けるべきである一方、事業者の対応強化が望まれるため、事業者に適切な措置を、義務付けではなく、奨励する旨の規定を追加。

(参考)先進国の共通的位置

- 国だけではなく、企業やユーザーの市民も参画する形による対応(マルチステークホルダーアプローチ)が最善の方法。
- インターネットから最大限の便益をユーザーが享受できるようにすべき。
- 今後も情報の自由な流通を享受し続けることができるようにすべき。

ITU憲章に規定されている各国の権利

ITU憲章

前文

国際電気通信連合の基本的文書であるこの憲章及びこれを補足する国際電気通信連合条約(以下「条約」という。)の締約国は、各国に対してその電気通信を規律する主権を十分に承認し、かつ、平和並びにすべての国の経済的及び社会的発展の維持のために電気通信の重要性が増大していることを考慮し、電気通信の良好な運用により諸国民の間の平和的關係及び国際協力並びに経済的及び社会的発展を円滑にする目的をもって、次のとおり協定した。

第34条 電気通信の停止

2 構成国は、また、国内法令に従って、他の私用の電気通信であって国の安全を害すると認められるもの又はその法令、公の秩序若しくは善良の風俗に反すると認められるものを切断する権利を留保する。

第36条 責任

構成国は、国際電気通信業務の利用者に対し、特に損害賠償の請求に関しては、いかなる責任も負わない。

第37条 電気通信の秘密

2 もつとも、構成国は、国内法令の適用又は自国が締約国である国際条約の実施を確保するため、国際通信に関し、権限のある当局に通報する権利を留保する。

ロシアからの国際電気通信サービスの利用に関する提案

ロシア提案(新設: 5A条、提案228)

- (1) 加盟国は、国際電気通信サービスが内政干渉、主権・国家安全保障・領土保全・他国の安全の侵害を目的として利用される場合や、機微な性質を有する情報の漏洩のために利用される場合を除き、公衆による国際電気通信サービスに対する制約のないアクセス及び制約のない利用を保障しなければならない。
- (2) 加盟国は、電気通信事業者が国際電気通信サービスの提供時に正当に加入者を特定することを保障するとともに、国際電気通信ネットワークにおける発信者情報の適切な処理、伝送及び保護を確保しなければならない。

アラブ地域からのセキュリティに関する提案

アラブ地域提案(新設:第5A条、提案229)

- ①構成国は、電気通信/ICTの秘密及びセキュリティを確保するために、個別に又は他の構成国と協力し、適切な措置を取らなければならない。
- ②セキュリティに関連する問題には、物理的及び運用上のセキュリティ、；サイバーセキュリティ、サイバー犯罪及びサイバー攻撃；DoS攻撃；その他のオンライン犯罪；認められていない電子的な通信の制御及び対策（例：スパム）；及び情報及び個人情報の保護（例：フィッシング）が含まれる。
- ③構成国は、国内法に従って、適時に、セキュリティ違反及び事故を調査、訴追、訂正及び修復するために協力しなければならない。
- ④構成国は、最大限実行可能な程度に、事業者及び他の関係機関が電気通信/ICTの信頼性及びセキュリティを提供及び維持することを確保しなければならない。
- ⑤構成国は、事業者及び他の関係機関が、電気通信/ICTの信頼性及びセキュリティを確保するために他の構成国のカウンターパートと協力することを確保しなければならない。

中国からのネットワークセキュリティに関する提案

中国提案(提案222)

- ① 加盟国は、ネットワーク攻撃及び妨害に対抗するための国際協力を推進するため、国内の情報通信設備のネットワークセキュリティの保護に対する責任及び権利を有する。
- ② 加盟国は、領域内の企業に対し、ICTを合理的な方法で使うように要求及び監督を行い、安全で信頼できる条件でICTが効果的に機能するよう努力する責任を有する。
- ③ 情報通信ネットワークにおける利用者情報は尊重され保護されるべきである。加盟国は、領域内の企業に対し、利用者情報の安全を保護するよう要求及び監督を行う責任を有する。

スパム対策(迷惑メール)に関する議論の構図について

【アラブ、旧ソ連邦】

- ◆ 無差別かつ大量に一括送信されるスパム(迷惑メール)に関し、国や電気通信事業者にスパム拡散防止を義務付けることとすべき。

【米国】

- ◆ 一切反対。

【欧州、日本】

- ◆ 国が直接スパム拡散防止のために個々の送信メールをチェックするといった、通信の内容の検閲に該当するような規制は、採るべきではない。
- ◆ また、スパム対策は、一義的には送信者側にルールを課すべきであり、国が電気通信事業者に対し、スパム拡散防止措置を義務づけることも、適当ではない。
- ◆ ただし、我が国においても、海外から送信されるものも含めてスパムの受信頻度は高まっており、技術的な対策を電気通信事業者に推奨することを含め、スパム対策について各国が協力することは、推奨されるべき。

アジア・太平洋地域は、上記と同趣旨の決議案(拘束力のない決定)を策定。

CEPTからのスパムに関する提案

CEPT提案(新設: 第5B条、提案232)

構成国は、以下のことを奨励される。

- ・スパムに対処するための国内法制を採択する。
- ・スパムに対処するために協力する。
- ・スパムに対処するための国内での知見・行為について情報交換する。

主な議論② インターネットガバナンス

RCC提案(3.6条、C94)

加盟国は、電気通信ネットワーク上の番号、ネーミング、識別、アドレスに係る十分な資源を適時に提供するとともに、国際電気通信サービスの必要性及びそれに係る要請を満たすため、当該資源の割当てに係る(世界レベルを含めて)競合するメカニズムを提供するよう努力しなければならない。

RCC: 旧ソ連諸国

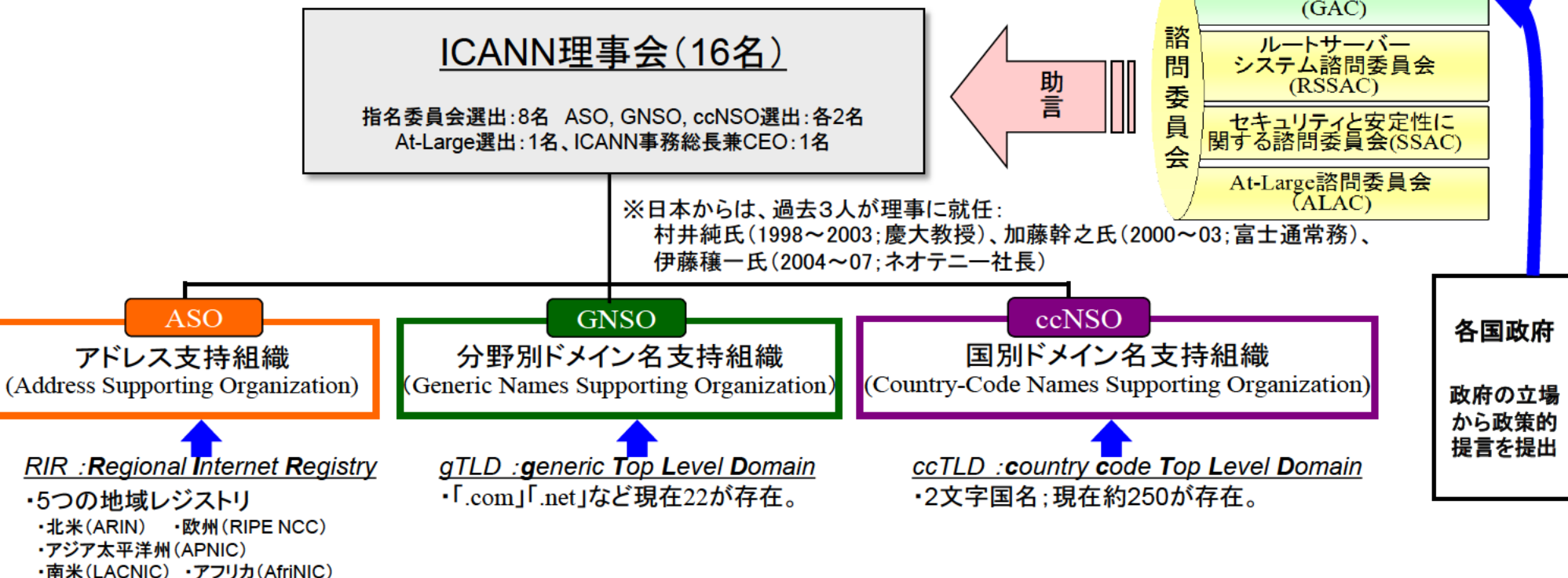
ICANNの概要

ICANN (Internet Corporation for Assigned Names and Numbers : アイキャン)

- カリフォルニア州非営利公益法人法に基づく非営利公益法人
- 米国のインターネット資源管理の民営化方針に基づき、1998年10月設立
- 米国政府(商務省)との取り決めに従い、下記の業務を実施
 - ・ IPアドレスの割当およびドメインネームに関する調整
 - ・ ルートDNSサーバー・システムの運用および展開の調整
 - ・ これらの技術的業務に関連するポリシー策定の調整 等
- ICANNは、年に3回会合を開催。(6/24~29:プラハ(チェコ)、10/14~19:トロント(カナダ)※、平成25年 4/7~12 北京(中国))
※10/15 ハイレベル会合

- ・IPアドレス: インターネットに接続される個々の機器を識別するための番号。
- ・ドメインネーム: IPアドレスを扱いやすくするため、文字列で表したものの。
- ・ルートDNSサーバー: ドメインネームとIPアドレスとの対応付けを行うDNS(ドメインネームシステム)サーバーのうち、最初に問合せをしてトップレベルドメインの振り分けを行うサーバ。

※ ICANN理事会は、GACの助言をポリシーの制定、採択において然るべく考慮しなければならない。



アラブ地域からの番号資源に関する提案

アラブ地域提案(3.5条、提案140)

- a) 構成国は、ITU-T勧告で言及された国際的なネーミング、番号、アドレス、識別資源が、割り当てられた者により、割り当てられていた目的のためだけに使用されること、及び割り当てられていない資源が使用されないことを確保しなければならない。

- b) 構成国は、その選択に応じ、国際的な電気通信/ ICTのためにその領域内で使用される全てのネーミング、番号、アドレス及び識別資源を制御できなければならない。

ロシアのインターネット提案

WCITでは、ロシアから、以下のような条文をArticle 3A Internetとして盛り込むよう提案。

3A.1 Internet governance shall be effected through the development and application by governments, the private sector and civil society of shared principles, norms, rules, decision-making procedures and programmes that shape the evolution and use of the Internet.

3A.2 Member States shall have equal rights to manage the Internet, including in regard to the allotment, assignment and reclamation of Internet numbering, naming, addressing and identification resources and to support for the operation and development of basic Internet infrastructure.

3A.3 Member States shall have the sovereign right to establish and implement public policy, including international policy, on matters of Internet governance, and to regulate the national Internet segment, as well as the activities within their territory of operating agencies providing Internet access or carrying Internet traffic.

3A.4 Member States should endeavour to establish policies aimed at meeting public requirements with respect to Internet access and use, and at assisting, including through international cooperation, administrations and operating agencies in supporting the operation and development of the Internet.

主な議論③ 対象事業者の範囲、電気通信の定義

対象事業者の範囲について

- ◆ 現行のITRの規律の対象事業者である許可等を受けて事業を営む電気通信事業者(国際通信回線設備を設置する電気通信事業者)に加え、新たにインターネットサービス提供事業者にまで、ITRの対象を広げるべきか。

電気通信の定義をICTにも広げるか

Telecommunication: Any transmission, emission or reception of signs, signals, writing, images and sounds or intelligence of any nature by wire, radio, optical or other electromagnetic systems

ITRの対象事業者の範囲変更について

【アラブ、アフリカ、旧ソ連邦、イラン、中国】

- ◆ ITRの対象事業者を現行の「政府から許可等を受けた国際電気通信事業者」に加え、新たに許可等が不要な電気通信事業者(インターネットサービス提供事業者等)にまで、広げるべき(OAを対象)。



【北米、欧州、豪、NZ、日本】

- ◆ ITRの対象事業者の範囲は、広げるべきではない(ROAを維持)。

OA: Operating Agency

Any individual, company, corporation or governmental agency which operates a telecommunication installation intended for an international telecommunication service or capable of causing harmful interference with such a service.

ROA: Recognized Operating Agency

Any operating agency, as defined above, which operates a public correspondence or broadcasting service and upon which the obligations provided for in Article 6 of this Constitution are imposed by the Member State in whose territory the head office of the agency is situated, or by the Member State which has authorized this operating agency to establish and operate a telecommunication service on its territory.

「電気通信」の定義

ITU憲章

附属書:憲章、条約及び業務規則において使用する用語の定義

ITR

2.1 電気通信

両方とも同じ文言で定義

有線、無線、光線その他の電磁的方式によるすべての種類の記号、信号、文言、影像、音響又は情報のすべての伝送、発射又は受信

アラブ地域からの定義に関する提案

アラブ地域提案(2.1A条、提案48)

電気通信／ICT：

有線、無線、光線その他の電磁的方式によるすべての種類の記号、信号、文言、影像、音響又は情報のすべての伝送、発射又は受信(処理を含む)

Telecommunication/ICT: Any transmission, emission or reception, including processing, of signs, signals, writing, images and sounds or intelligence of any nature by wire, radio, optical or other electromagnetic systems.

その他の主な論点に関する議論の構図について

情報通信インフラ投資の強制等について

【アラブ、旧ソ連邦、アフリカ】

- ◆ 国や電気通信事業者に対し、情報通信インフラ投資に関する義務を負わせるべき。

【欧州電気通信事業者協会】

- ◆ インターネットサービス提供事業者に対して電気通信事業者の情報通信インフラ投資への費用を負担させるべく、流通させる情報量に応じた接続料金の仕組みを設けるべき。



【北米、欧州、日本】

- ◆ インフラ投資は、各国の政策判断、電気通信事業者の経営判断に委ねるべき事項であることから、一律の義務的規定を設けるべきではない。

海外ローミング料金の透明性確保、引下げ強制について

【アラブ、旧ソ連邦、アフリカ、欧州、中南米、豪、韓国】

- ◆ 携帯電話の海外ローミング料金に関し、国や電気通信事業者に、利用者への料金の通知(思わぬ高額請求を回避するための透明性の確保)や低廉化を義務付けるべき。



【北米、日本】

- ◆ 利用者に対する透明性の確保や競争の促進を通じた料金低廉化の環境作りの必要性には賛同できるものの、料金水準自体は自由化された市場を通じて決められるべきとの観点から、ITRで料金に係る規制の導入を義務付けるのは問題。

ETNO提案(3.2条、提案116)

事業者は、国際電気通信業務の要件及び需要を満たすための十分な電気通信手段を提供するように努める。この目的及び高帯域通信インフラへの投資に十分な収益を確保するために、事業者は電気通信業務の公正な補償の持続可能な仕組みを実現させる商業協定を取り決め、適当な場合には、送信側ネットワーク料支払いの原則を順守しなければならない。

ETNO: 欧州電気通信事業者協会

CEPTからのローミング料金の透明性に関する提案

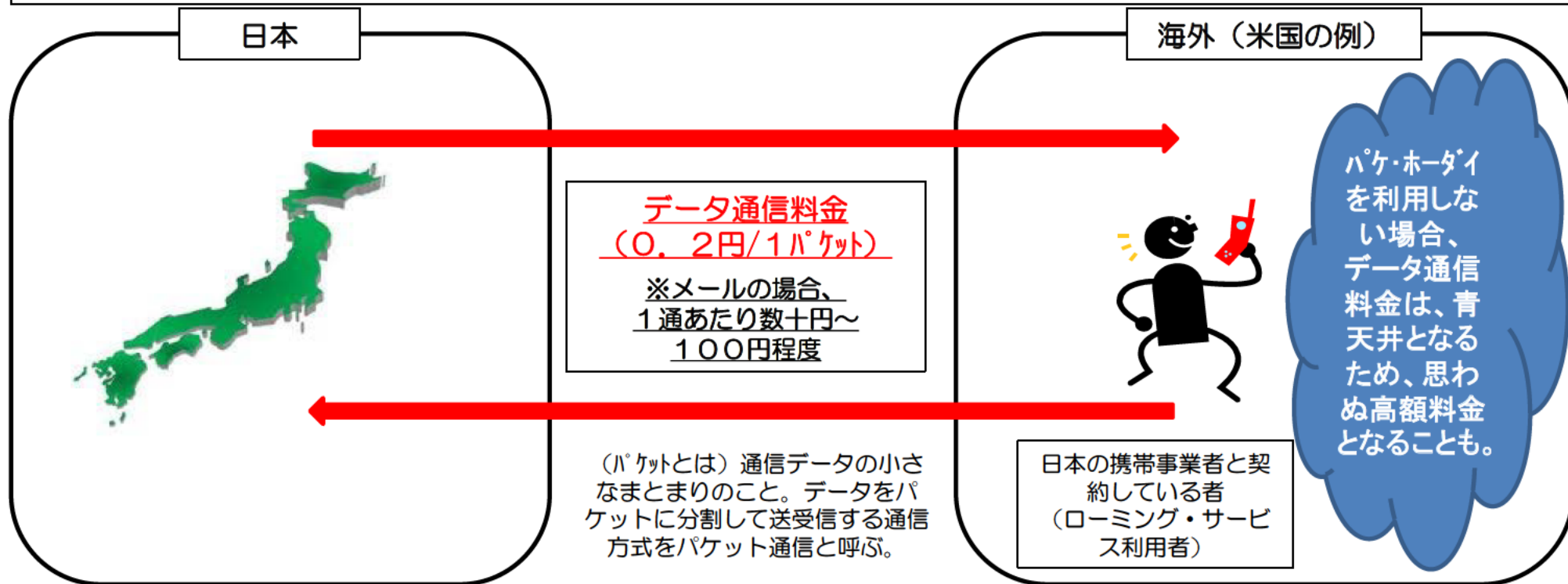
CEPT提案(4.4条、提案183)

構成国は、国際電気通信サービス、特に国際ローミングを提供する事業者が少なくともローミング料金を含む小売料金に関する透明かつ最新の情報を無料で提供することを確保しなければならない。

CEPT: 欧州郵便電気通信主管庁会議

携帯電話の海外ローミング料金の概念図

国内電気通信事業者が海外電気通信事業者と協定を締結することにより、利用者は海外電気通信事業者のネットワークにより、自国内で契約している携帯電話番号のまま発着信できたり、普段のe-メールアドレスでメール送受信ができる。



NTTドコモの場合、以下のようなショートメッセージを海外に渡航した利用者に送り、データ通信時の料金等の注意喚起を送っている。

- 【一通目】
【ドコモのお知らせ(無料)】海外パケ・ホーダイ対象国です。日本時間の1日単位で利用量に応じて約24.4MBまで1980円、最大2980円。
- 【二通目】
海外パケ・ホーダイは国内パケット定額サービスの契約が必要です。
海外でパケット通信をするにはデータローミング設定を「オン」にしてください。
- 【三通目】
各種問合せ: +81368326600ドコモ携帯から無料

CEPTからのローミング料金の低廉化に関する提案

CEPT提案(6.1.1.A条、提案243)

構成国は、国際ローミング市場の競争を奨励しなければならない。構成国は、国際ローミング・サービスの値下げ政策を策定するために協力することが奨励される。

APT準備会合

1. 2011年5月27日(バンコク)
2. 2011年10月28－29日(マニラ)
3. 2012年3月22－24日(ケアンズ)※
4. 2012年8月6－8日(バンコク)
5. 2012年10月30－11月1日(バンコク)

※ネットワークセキュリティ、ナンバーミスユース、CLIについての共同提案作成

CLI: Calling Line Identification

6つの「地域」

- APT(アジア太平洋)
- RCC(旧ソ連諸国、ロシア等)
- CITELE(北米、中米、南米)
- CEPT(欧州)
- アラブ地域
- アフリカ

APTの概要

APT: Asia-Pacific Telecommunity=アジア・太平洋電気通信共同体

① 設立

国連アジア太平洋経済社会委員会(ESCAP)が、アジア電気通信網計画の完成の促進とその後の有効な運営を図るための地域的機関として1976年にAPT憲章を採択。1979年に同憲章が発効し、APT設立。

APTは、APT憲章第1条においてITU憲章(1973年)第32条に合致する地域的電気通信機関として位置付けられており、ITUと連携して活動を行うことが期待されている。

② 目的

アジア太平洋地域における電気通信及び情報基盤の均衡した発展を目的として、研修やセミナーを通じた人材育成、標準化や無線通信などの地域的政策調整を行う。

③ メンバー

加盟国 38か国
準加盟 1か国3地域
賛助加盟員 132社(電気通信事業者及びメーカー、団体)

④ 事務局(タイ・バンコク)

事務局長 山田 俊之(2012.2~2015.2)
事務局次長 クライソン・ポーンステー
(タイ)

以下、職員25名。(2012年6月現在)



加盟国(38か国)

- ・アフガニスタン
- ・オーストラリア
- ・バングラディシュ
- ・ブータン
- ・ブルネイ
- ・カンボジア
- ・中国
- ・フィジー
- ・インド
- ・インドネシア
- ・イラン
- ・日本
- ・韓国
- ・北朝鮮
- ・キリバス
- ・ラオス
- ・マレーシア
- ・モルディブ
- ・マーシャル諸島
- ・ミクロネシア
- ・モンゴル
- ・ミャンマー
- ・ナウル
- ・ネパール
- ・ニュージーランド
- ・パキスタン
- ・パラオ
- ・パプアニューギニア
- ・フィリピン
- ・サモア
- ・シンガポール
- ・ソロモン諸島
- ・スリランカ
- ・タイ
- ・トンガ
- ・ツバル
- ・バヌアツ
- ・ベトナム

準加盟(1か国3地域)

- ・クック諸島
- ・マカオ(投票権なし)
- ・香港
- ・ニウエ

セキュリティに関する中国提案 (第3回APT準備会合で議論されたもの)

- Member-States have the responsibility and right to protect the network security of the information and communication infrastructure within their state, to promote the international cooperation to fight against network attacks and disruptions.
- Member-States have the responsibility to require and supervise that enterprises operating in their territory use ICTs in a rational way and endeavour to ensure the effective functioning of ICTs, in secure and trustworthy conditions.
- User information in information and communication network should be respected and protected. Member-states have the responsibility to require and supervise that enterprises operating in their territory protect the security of user information.



ITU全権委員会議(2010年グアダハラ)

【決議130】 ICT利用に係る信頼性及び安全性確保のためITUの役割強化(抜粋)

(原文)

ITU shall focus resources and programmes on those areas of cybersecurity within its core mandate and expertise, notably the technical and development spheres, and **not including areas related to Member States' application of legal or policy principles related to national defence, national security, content, and cybercrime, which are within their sovereign rights**, although, this does not however exclude ITU from carrying out its mandate to develop technical recommendations designed to reduce vulnerabilities in the ICT infrastructure

(仮訳)

ITUは、サイバーセキュリティの領域に関し、その資源及びプログラムを、核となる権限及び専門的知識の範囲内で、特に技術及び開発の領域に集中しなければならない。また、**構成国の主権内にある国家防衛、国家安全保障、コンテンツ及びサイバー犯罪に関して、構成国が法及び政策原則を適用する分野は含まない。**ただし、そのことは、ICTインフラの脆弱性を減少させるため、技術的な勧告を発展させる権限をITUが実行することを除外するものではない。

アジア・太平洋地域(APT)からのネットワークセキュリティに関する共同提案 (日本発案)

- ①構成国は、自国の領域内の電気通信事業者に対し、ネットワークセキュリティの確保のために適切な措置を講じるよう奨励すべきである。
- ②構成国は、ネットワークに対する技術的障害を回避するための国際協力の促進のために協働すべきである。

5A.1 Member States should encourage Operating Agencies in their territories to take appropriate measures for ensuring network security.

5A.2 Member States should collaborate to promote international cooperation to avoid technical harm to networks.

アジア・太平洋地域(APT)からのCLI、ナンバーミスユースに関する共同提案

【APT共同提案】 3.4A ACP/3A1/8

Member States recognize that numbering resources are to be used only by the assignees and only for the purposes for which they were assigned in accordance with the relevant ITU-T Recommendations.

Member States shall endeavour to ensure that unassigned resources are not used.

【APT共同提案】 3.4B ACP/3A1/9

Member States shall endeavour to ensure that operating agencies* provide International calling party number delivery taking in to account the relevant ITU-T Recommendations.

Ⅱ 会議の概要

(1) 会議の日程、構成

- 12月3日(月)～14日(金)の2週間
- 二日目からいきなりナイト・セッション(19:30～)
- WG1(6条関係)、WG2(それ以外)、PL(全体)
- イシューごとに14のアドホックグループ(セキュリティ、スパム、OA/ROA、ローミング等)
- 土日もアドホックグループ開催
- 地域別会合も連日開催(APTはお昼)

List of WCIT-12 ad hoc groups (14) (* work finished as of Dec.10)

PLENARY MEETING (4)

- AHG1* Article 8 - Art 8; 8A Energy efficiency; 8B Accessibility (Chairman: S. Guinena (Egypt))
- AHG2* Binding nature of ITU Recommendations (Chairman: J. Paterson (South Africa))
- AHG3* Special measures for LLDCs and SIDSs (Chairman: N. Evers (Paraguay))
- AHG4 ROA/OA; ICT/Telecommunications/Int'l Tel. Services (Chairman: M.N. Al-Ghanim)

COMMITTEE 5 (2)

- AHG1 Article 10 - Final provisions (Chairman: N. Bin Hammad (United Arab Emirates))
- AHG2 Article 6 - Charging & accounting (existing & new prov.) (Chairmen: C. Greenway (Australia) & (India))

WORKING GROUP 5-1 (4)

- AHG1* International telecommunication connections (Chairman: B. Ramos (Brazil))
- AHG2* Roaming (Chairman: S. Tsugawa (Japan))
- AHG3* Appendix 2 - Maritime Telecommunications (Chairman: E. Plexida (Greece))
- Informal group on Resolution from Ghana* (Chairman: K. Baah-Acheamfuor, Ghana)

WORKING GROUP 5-2 (4)

- AHG1* Misuse (Chairman: P. Rushton (United Kingdom))
- AHG2* Security (Chairman: J. Nacif (Brazil))
- AHG3* Spam (Chairman: P. Kanchev (Bulgaria))
- Informal discussion on Routing* (Chairman: S. Guinena (Egypt))

(2) 代表団構成

- 代表団長：情報通信国際戦略局 関次長
(顧問：田中総務審議官)
- 団長代理：多国間経済室 菱田室長
- 代表団：国際政策課(3)、事業政策課(1)、料金サービス課(1)、データ通信課(1)、外務省(本省、ジュネーブ代表部)
- NTTドコモ(2)、NTT、KDDI、日本ITU協会
計16名

Ⅲ 主要審議概要

(1週目で大筋合意)

- ナンバーミスユース、CLI→○
- ローミング(→透明性、料金の低廉化について○)

(2週目のトゥーレグループ(火曜日)で妥協パッケージの対象となったもの)

- ROA/OA(→OAとして注釈をつける→AOAの概念を導入)
- 電気通信の定義(Telecommunication/ICT)→× 現行どおり
- セキュリティ(→○ ネットワークセキュリティに限定)
- スпам(→○ スпамの用語は使わない)
- 第6条(→投資促進、IXPについて○、紛争解決手段や精算スキームは決議)
- ルーティング(→×)
- インターネットガバナンス→× 決議作成

(終盤のプレナリーで議論・投票)

- 前文への人権問題の追記、国による電気通信サービスへのアクセスの権利

合意に向けた作業(1)地域間調整会合

12月10日(月)、議長から、「明日までにファーストドラフトを作らなくてはいいないが、意見がまとまらない論点が多すぎる」として、各地域数カ国が参加する「地域間調整会合」を提案。22:30～翌1:30まで議論するも、以下の論点について合意が進まず。

- ①OA・ROA
- ②電気通信の定義(Telecommunication/ICT)
- ③インターネットガバナンスに関するロシア提案(3A)
- ④セキュリティ
- ⑤スパム
- ⑥ルーティング(3. 3)
- ⑦6条の投資関連条項(インターネット接続促進等)
- ⑧naming、addressing資源についての国家の管理

合意に向けた作業(2)トゥーレグループ会合

地域間調整会合は翌12月11日(火)、9:00~11:00も開催されるが進展をみず。そこで、トゥーレ事務総局長から、「各地域4名」「6地域」の代表者で妥協案をパッケージで議論することを提案。同会合は11:30~16:30まで議論を行い、以下の妥協パッケージを作成。(アジア地域はイラン、中国、日本、豪州)

その日の夕刻、それを踏まえたファーストドラフトが配付された。

- ①OA・ROA→注釈をつけたOA
- ②電気通信の定義(Telecommunication/ICT)→ICT部分の定義追加はせず
- ③インターネットガバナンスに関するロシア提案(3A)→決議作成
- ④セキュリティ→security and robustness of network
- ⑤スパム→条文化
- ⑥ルーティング(3. 3)→国のルーティング管理について規定せず
- ⑦6条の投資関連条項(インターネット接続促進等)→IXPについて合意
- ⑧naming、addressing資源についての国家の管理→3. 8

合意に向けた作業(3)プレナリーでの議論①

12月12日(水)、ファーストドラフトに基づいた議論が行われた。

(1) OA・ROA

米国から、OAに注釈ではなく、AOA(Authorized Operating Agency)の概念を導入することが提案され、その方向で合意。ただし、米国が求めていたPublic Correspondenceの言葉は入らず。

1.1abis) These Regulations also contain provisions applicable to those operating agencies, recognized by a Member State, to establish, operated and engage in international telecommunications services to the public, hereinafter referred as "authorized operating agencies".

(2) セキュリティ・スパム

欧米の反対に対し、議長から妥協案として、1. 1(a)に、to the exclusion of their contentを加えることを提案。

1.1a) These Regulations establish general principles which relate to the provision and operation of international telecommunication services offered to the public as well as to the underlying international telecommunication transport means used to provide such services, to the exclusion of their content.

12月12日(水)の議論(続き)

(3) 3. 8 (インターネット資源についての国家の管理)

[Member States shall, if they so elect, be able to manage the naming, numbering, addressing and identification resources used within their territories for international telecommunications.]

我が方、欧米から強い反対発言を行い、落とす方向で決着。

(4) 前文

表現の自由等の人権に配慮してITRを適用すべきとの一文を加えることがスウェーデン、ポーランド等から提案。

Member States affirm their commitment to implement these Regulations in a manner that respects and upholds their human rights obligations.

(5) インターネットガバナンス決議

米国が反対したところ、議長が「前日に合意したのではなかったか」と憤慨。今会議初の投票(ただし、正式な投票の手続きはとらず)で残すこととなった。

インターネット決議 (RESOLUTION PLEN/3)

To foster an enabling environment for the greater growth of the Internet

The World Conference on International Telecommunications (Dubai, 2012),
(略)

resolves to invite Member States

- 1 to elaborate on their respective positions on international Internet-related technical, development and public-policy issues within the mandate of ITU at various ITU forums including, *inter alia*, the World Telecommunication/ICT Policy Forum, the Broadband Commission for Digital Development ITU-D study groups; (略)

instructs the Secretary-General

- 1 to continue to take the necessary steps for ITU to play an active and constructive role in the development of broadband and the multistakeholder model of the Internet as expressed in § 35 of the Tunis Agenda; (略)

→本決議案はファーストドラフトに盛り込まれたが、12日(水)のPLで米国が反対。議長が「この会議場の雰囲気を知りたい」として採決が行われ、賛成多数として最終ドラフトに残った。

合意に向けた作業(4)プレナリーでの議論②

12月13日(木)17:30、議長から、最終提案文書を提示。19:30~プレナリー再開。

①APT(イラン)からは、1. 1(a)に、to the exclusion of their content ではなく、These Regulations do not address the content-related aspects of telecommunications.と加えることを提案し、承認

1.1a) These Regulations establish general principles which relate to the provision and operation of international telecommunication services offered to the public as well as to the underlying international telecommunication transport means used to provide such services. These Regulations do not address the content-related aspects of telecommunications.

②アフリカ(ナイジェリア)から、前文で、通信に関する国の権利の追加を提案。欧米からの反対があり、議長は同提案を却下しようとしたが、イランから投票の動議(Point of Order)があり、投票に持ち込まれた。

(前文)

While the sovereign right of each State to regulate its telecommunications is fully recognized, the provisions of the present International Telecommunication Regulations (hereafter referred to as “Regulations”) complement the Constitution and the Convention of the International Telecommunication Union, with a view to attaining the purposes of the International Telecommunication Union in promoting the development of telecommunication services and their most efficient operation while harmonizing the development of facilities for worldwide telecommunications.

Member States affirm their commitment to implement these Regulations in a manner that respects and upholds their human rights obligations. (欧州からの追加)

These Regulations recognize the right of access of Member States to international telecommunication services. (アフリカからの追加)

投票は二回行われ、投票することについては賛成多数(93対0、棄権16)、同提案についても賛成多数(77対33、棄権8)で同提案は可決。それとともに、議長がこれ(アフリカからの追加分)を入れた形でのテキスト全体の採択を宣言した。

④直後に米国、英国、カナダ、デンマーク、チェコ等が署名をしないことを宣言。

条約・規則に対する「留保」

ITU条約

第32条のB 留保

32B.3 代表団は、業務規則の改正に係る決定であって、当該改正に拘束されることについての自国の政府による同意を妨げる性質を有すると認められるものに関しては、当該改正を採択する会議の終了の際に、暫定的又は確定的に留保を付することができる。そのような留保は、当該改正について権限のある会議に参加しない構成国から最終文書に署名するための権限を第三十一条の規定により委任された代表団が、当該構成国に代わって付することができる。

ITR

第10条 最終規定

10.3 連合員がこの規則の一又は二以上の規定の適用に関して留保を行う場合には、他の連合員及びその主管庁※は、この留保を行った連合員及び主管庁※との関係においては、これらの規定の適用を排除することができる。

(※)又は認められた私企業

署名した国、しなかった国

署名(89カ国): アラブ諸国、中南米の一部(アルゼンチン、ブラジル、キューバ、パラグアイ等)、アフリカの大多数、RCCの一部(ロシア、アゼルバイジャン等)、アジア太平洋の一部(中国、タイ、マレーシア、韓国、シンガポール等)、欧州の一部(トルコ)

非署名(55カ国): 北米(米、カナダ)、欧州諸国、中南米の一部(コスタリカ、コロンビア、チリ等)、アフリカの一部(ケニア等)、RCCの一部(アルメニア、ベラルーシ等)、アジア太平洋の一部(日本、豪州、NZ、インド、フィリピン等)

→2015年1. 1から、事前に同意した国との間で改正ITRは発効

(1) セキュリティ

ブラジルを議長とするアドホックグループでは、ネットワークに焦点を絞り、コンテンツに触れるべきではないことを我が方より主張し、その方向で議論が行われた結果、以下の文言で暫定合意。ただし欧米はsecurityの使用に反発。

また、12日のプレナリーの議論の中で、議長の妥協案として、この規則はコンテンツに関わるものではない(to the exclusion of their content)旨、1. 1条に追記されることとなった。

ARTICLE 5A

Security and robustness of networks

41B Member States shall individually and collectively endeavour to ensure the security and robustness of international telecommunication networks in order to achieve effective use thereof and avoidance of technical harm thereto, as well as the harmonious development of international telecommunication services offered to the public.

(2) スпам

ブルガリアを議長とするアドホックグループでは、スパムについて盛り込むべきではない、とする欧米諸国、盛り込むべきとするアラブやアフリカとの間で対立したが、議長より、ゆるやかな指針レベルの条文を盛り込むことが妥協案として提案され暫定合意。ただし、欧米は最後まで条文化に抵抗を示した。

ARTICLE 5B

Unsolicited bulk electronic communications (スパム)

41C Member States should endeavour to take necessary measures to prevent the propagation of unsolicited bulk electronic communications and minimize its impact on international telecommunication services.

Member States are encouraged to cooperate in that sense.

(3) 投資促進、IXP

ブラジルから、インターネット接続促進に関し、国家が地域内トラフィックの交換ポイント(IXPを想定)の導入を促進すべき、という提案がなされ、以下の文で合意された。

31E 3.7 Member States should create an enabling environment for the implementation of regional telecommunication traffic exchange points, with a view to improving quality, increasing the connectivity and resilience of networks, fostering competition and reducing the costs of international telecommunication interconnections.

また、一般的な投資促進については、アフリカやアラブからの提案をもとに、以下の文で合意された。

42C 6.1.1 Member States shall endeavour to encourage investments in international telecommunication networks and promote competitive wholesale pricing for traffic carried on such telecommunication networks.

(4) 事業者間精算スキーム(ETNO提案)

インフラ投資を行う通信事業者によるインターネット関係事業者への従量課金の仕組みを設けることがアラブやアフリカから提案されていたが、条文には盛り込まれず、以下の決議が作成された。

RESOLUTION PLEN/5 (DUBAI, 2012)

International telecommunication service traffic termination and exchange

The World Conference on International Telecommunications (Dubai, 2012),

(略)

resolves to invite concerned Members States

to collaborate so that:

- i) each party in a negotiation or agreement related to or arising out of international connectivity matters can seek the support of relevant authorities of the other party's State in alternative dispute resolution;
- ii) their regulatory frameworks promote the establishment of commercial agreements between authorized operating agencies and the providers of international services in alignment with principles of fair competition and innovation,

(5) ローミング

ローミング料金の透明性確保、低廉化について、KDDI津川部長を議長とするアドホックグループで議論が行われ、以下の4つの条文を作成。

38A 4.4 Member States shall foster measures to ensure that authorized operating agencies provide free-of-charge, transparent, up-to-date and accurate information to end users on international telecommunication services, including international roaming prices and the associated relevant conditions, in a timely manner.

38B 4.5 Member States shall foster measures to ensure that telecommunication services in international roaming of satisfactory quality are provided to visiting users.

38C 4.6 Member States should foster cooperation among authorized operating agencies in order to avoid and mitigate inadvertent roaming charges in border zones.

38E 4.7 Member States shall endeavour to promote competition in the provision of international roaming services and are encouraged to develop policies that foster competitive roaming prices for the benefit of end users.

(6) ルーティング

アラブから、構成国が国際経過線路を知る権利や管理する権利を有する旨規定しようとした(A Member State has the right to know the route of its traffic where technically feasible.)が、欧米諸国から技術的に不可能等の反対があり、結果的に現行の規定を若干修正した以下の規定となった。

30 3.3 Authorized operating agencies shall determine by mutual agreement which international routes are to be used. Pending agreement and provided that there is no direct route existing between the terminal authorized operating agencies concerned, the origin authorized operating agency has the choice to determine the routing of its outgoing telecommunication traffic, taking into account the interests of the relevant transit and destination authorized operating agencies.

(7) OA/ROA

- ・ITRの適用対象となる事業者について、ROA(Recognized Operating Agency)とするか、OA(Operating Agency)とするか、欧米諸国とアラブ、アフリカ、RCC等との間で意見の対立があった。
- ・アドホックグループでは、OAに*authorised or recognised by a Member State to establish, operate and engage in international telecommunications services to the publicという注をつけることで妥協が図られたが、欧米が拒否
- ・最終的に、1. 1(a)の後に以下の文を置き、Authorized Operating Agencyという言葉を使うこととした。ただし、米国は、ROAの定義に使われていたPublic Correspondenceという言葉を使うことにこだわり同意せず。

2A abis) These Regulations also contain provisions applicable to those operating agencies, authorized or recognized by a Member State, to establish, operate and engage in international telecommunications services to the public, hereinafter referred as "authorized operating agencies".

(8) Telecommunications/ICT

アラブ、アフリカより、以下の提案がなされた。

14A 2.1bis *Telecommunication/ICT*: Any transmission, emission or reception ,including processing, of signs, signals, writing, images and sounds or intelligence of any nature by wire, radio, optical or other electromagnetic systems.

欧米諸国から、電気通信の定義をインターネットにまで広げるものとして反対があり、結果的には従来の規定を維持することとした。

14 2.1 *Telecommunication*: Any transmission, emission or reception of signs, signals, writing, images and sounds or intelligence of any nature by wire, radio, optical or other electromagnetic systems.

(9) ナンバーミスユース

適切な料金精算業務に資するため、国際電話の番号資源の適正な利用の確保を奨励するもの。多くの提案が出されたが、アドホックでの議論の末、以下の文案で決着。

3.5 Member States shall endeavour to ensure that international telecommunication numbering resources specified in ITU-T Recommendations are used only by the assignees and only for the purposes for which they were assigned; and that unassigned resources are not used.

しかし、アラブから、国際電話の番号のみならず、ネーミング、番号、アドレス及び識別資源といったインターネット資源についても国が管理すべき旨の提案(3. 5(b))が出され、一旦は以下の文がファーストドラフトに盛り込まれた。

3.8 Member States shall, if they so elect, be able to manage the naming, numbering, addressing and identification resources used within their territories for international telecommunications.

結局、我が方や欧米が反対した結果、3. 8については最終的なドラフトからは落ちた。

(10) CLI(適正な番号配信)

適切な料金精算業務に資するため、国際電話の番号配信を奨励するもの。多くの提案が出されていたが、WG2の議論の中で、以下の文言で合意された。

3.6 Member States shall endeavour to ensure that international calling line identification (CLI) information is provided taking into account the relevant ITU-T Recommendations.

【参考：A P T 共同提案】 3. 4B ACP/3A1/9

Member States shall endeavour to ensure that operating agencies* provide international calling party number delivery taking in to account the relevant ITU-T Recommendations.

IV 評価

- 今般会合ではインターネットに関する国による管理・規制やインターネットへの国連機関の関与について米欧と途上国との間で基本的な考え方の違いが見られた。
- 結果として55に及ぶ構成国が署名を行わなかった(89カ国が署名)が、我が国も以下の2点の観点から米国及び大半の欧州諸国と同様、署名を行わないとの選択をとった。
 - 米国、欧州等先進国とアラブ諸国、ロシア等の間の考え方に大きな違いがあり、ITRのあるべき姿についてのグローバルな共通認識が未だ熟していないことから、現時点でITR改正案に署名(同意)するのは時期尚早。
 - 規制上の表現にあいまいな部分があり、インターネット上のコンテンツ規制やインターネットの国による管理につながる恐れが無いとは言えないこと

V. サイバー空間の国際的なルールに関する議論の今後の動向

- ◆ サイバー空間の国際ルールについては、国連総会等を中心として、引き続き議論が行われる見込み。
- ◆ 2013年に国家のICT利用に関する規範についての議論が、2014～2015年にインターネット管理の在り方についての議論がそれぞれ取りまとめ予定。

2012年12月 途上国等の提案により、CSTDにインターネット管理に関するWGの設置が決定。

2013年 5月 世界電気通信政策フォーラム(WTPF)においてインターネット政策について議論し、参加国の共通見解(オピニオン)を策定予定。

2013年 6月 国連の専門家会合(GGE)において、主にサイバーセキュリティの観点から「国家のICT利用に関する規範」について議論(10月、1月、6月)、とりまとめ。

2013年 9月 日本において「日・ASEANサイバーセキュリティ協力に関する閣僚政策会議」が開催予定。

2013年10月 韓国において閣僚級の「国際サイバー会議」が開催予定。

2014年秋 全権委員会(最高意志決定機関)において、インターネット政策に関するITUの役割を見直す可能性あり。

2015年 世界情報社会サミット(WSIS)のレビューを実施。それに向け、2014年にハイレベル会合を実施し、インターネット管理に関して議論。

引き続き、情報の自由な流通確保を基本としたインターネットの更なる発展に向け、欧米諸国等考え方の近い国と連携しつつ、国際的な共通認識の醸成に努めていく。